

水道施設台帳管理システム導入業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和2年12月

秩父広域市町村組合水道局

## 水道施設台帳管理システム導入業務委託公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秩父広域市町村圏組合水道局（以下「本水道局」という。）が保有する水道施設の各種情報を電子化し、一元管理することで情報管理の効率化及び職員間の情報共有を図るため、水道施設台帳管理システム導入業務委託（以下「本業務」という。）に最も適した者を選定するための方法として、本業務にかかる公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施することとし、その手続に必要な事項を定める。

(本プロポーザルに付する事項)

第2条 本プロポーザルに付する事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務名 水道施設台帳管理システム導入業務委託
- (2) 業務箇所 本水道局が保有する水道施設
- (3) 業務期間 契約の締結日から令和4年8月31日まで
- (4) 業務概要 水道施設台帳管理システム導入業務委託要求水準書(以下「要求水準書」という。)のとおりに  
(5) 提案価格上限金額 金62,000,000円(税込)

2 前項第5号の金額は、本業務にかかるシステム構築に係る全ての費用（以下「システム構築費用」という。）を含むものとし、次年度以降のサービスの費用や保守費用等に係る費用は含まない。ただし、導入後10年間のシステム運用にかかるランニング費用は、別に積算すること。

(事業者の参加資格要件)

第3条 本プロポーザルに参加できる事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 平成31・32年度秩父広域市町村圏組合入札参加資格審査申請業者に登録され、かつ、「物品・役務（電算業務・システム開発）」に登録があること。
- (2) ISO27001の認証を受けていること。
- (3) 平成30年4月以降に、水道事業体によるアセットマネジメント若しくはマイクロマネジメントに必要な施設台帳システムの構築を元請として実施した実績があるもの。ただし、現在構築中のものは実績に含めない。

2 本プロポーザルに応募する事業者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 秩父広域市町村圏組合建設工事等工事指名業者選定規程（令和2年秩父広域市町村圏組合告示第12号）に基づく指名停止期間の者
- (5) 秩父広域市町村圏組合の契約に係る暴力団排除措置要綱（令和2年秩父広域市町村圏組合訓令第4号）に基づく指名除外期間の者

(実施日程)

第4条 本プロポーザルの実施日程は次のとおりとする。

内容	日程
プロポーザル実施要領告示	令和2年12月7日(月)
質問の受付期間	令和2年12月8日(火)～12月15日(火)
質問に対する回答	令和2年12月16日(水)
参加表明書の受付期間	令和2年12月8日(火)～12月18日(金)
第1次審査	令和2年12月21日(月)～12月24日(木)
第1次審査結果通知	令和2年12月25日(金)
技術提案書提出の受付期間	令和2年12月28日(月)～令和3年1月29日(金)
現地調査及び資料閲覧期間	令和3年1月12日(火)～13日(水)
第2次審査	令和3年2月1日(月)～2月19日(金)
第2次審査結果通知	令和3年2月22日(月)
プレゼンテーション実施	令和3年3月3日(水)
最終審査	令和3年3月3日(水)～3月17日(水)
最終審査結果通知及び公表	令和3年3月18日(木)

(質問の受付及び回答)

第5条 本プロポーザルに関して疑義がある場合は、次のとおり質問書(様式1)により行うものとする。

- (1) 受付期間は、令和2年12月8日(火)午前10時から令和2年12月15日(火)午後4時まで(必着)とする。
- (2) 質問書の提出方法は、水道局浄水課(以下「事務局」という。)へ電子メールによる送付又は持参とする。
- (3) 回答は、令和2年12月16日(水)午後4時までに、本組合水道局ホームページに掲載する。

(参加表明)

第6条 プロポーザルによる技術提案に参加を希望する者(以下「参加表明者」という。)は、水道施設台帳管理システム導入業務委託公募型プロポーザル参加表明書(様式2)と添付書類を次のとおり提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和2年12月18日(金)午後4時まで(必着)
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出先 事務局

(第1次審査)

第7条 事務局は、参加表明者から提出された書類を別に定める水道施設台帳管理システム導入業務委託公募型プロポーザル審査要領(以下「審査要領」という。)により審査し、技術提案を依頼する事業者(以下「提案事業者」という。)を決定する。

2 提案事業者には、電子メールにより通知する。

(現地調査及び資料閲覧)

第8条 提案事業者から希望があった場合は、次のとおり現地調査及び資料閲覧を実施する。

(1) 実施日時 令和3年1月12日(火)～13日(水)午前9時～午後4時(要事前予約)

(2) 現地調査及び資料閲覧 1者につき1回とし、来庁は4名まで

(3) 現地調査及び資料閲覧にかかる経費 参加者がすべて負担

(技術提案書の提出)

第9条 提案事業者は、水道施設台帳管理システム導入業務委託公募型プロポーザル提案書(様式5、以下「提案書」という。)を提出するものとする。

2 技術提案書は、別冊である本業務の要求水準書に記載する事項を満たすことを必須とし、別に定める水道施設台帳管理システム導入業務技術提案書・提案見積書作成要領に示した内容により作成するものとする。

3 提出書類は、次のとおりとする。

(1) 提案書(様式5) 正本1部

(2) 技術提案書 正本1部 副本19部(電子データ(CD-ROM)1部)

(3) 提案見積書(様式6) 正本1部 副本19部

(4) システム構築費内訳書(様式7) 正本1部 副本19部

(5) 水道施設台帳管理システムに係るランニング費用(様式8) 正本1部 副本19部

4 提出先は、事務局へ持参するものとする。

(第2次審査)

第10条 前条により提案事業者から提出された書類は、水道施設台帳管理システム導入業務委託プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)において審査要領により審査し、提案事業者(以下「最終提案事業者」という。)を選定し決定する。

2 最終提案事業者には、電子メールにより通知する。

(プレゼンテーションの実施)

第11条 本水道局は、最終提案事業者によるプレゼンテーションを次のとおり実施する。

(1) 実施日 令和3年3月3日(水)

(2) 実施場所 秩父広域市町村圏組合クリーンセンター3階大会議室

(3) 提案事業者の参加者数 5名以内

(4) プレゼンテーション時間 70分以内(詳細は次のとおり)

ア 機器等の準備 10分

イ プレゼンテーション及びデモンストレーション 40分

ウ 質疑応答 10分

エ 機器等の撤去 10分

(5) プレゼンテーション実施にかかる持込機材は、全て最終提案事業者が準備する。(パソコンは、HDMI端子を内蔵したものを準備すること。)ただし、スクリーンとプ

ロジェクターについては、本水道局が準備する。

(6) プレゼンテーションの順番は、技術提案書の受付順とする。

(7) 最終提案事業者は、プレゼンテーション実施にあたり、次の事項に注意しなければならない。

ア 提出した技術提案書の内容について説明すること。なお、「技術提案書」を要約した資料で説明することは認めるが、同内容と相違しないよう留意すること。

イ デモンストレーションは、要求水準書に記載しているシステム機能について、パソコンやタブレット等の操作性、画面表示(画面レイアウト等)について実演すること。

ウ 本水道局は、提案内容を正確に記録するため、録音及び録画を行う。ただし、記録したものは、審査以外には使用しない。

(最終審査)

第12条 選定委員会は、最終提案事業者から提出された書類及びプレゼンテーションの内容について審査要領により審査する。

2 選定委員会は、審査の結果、総合評価点が最高点の者を受託候補者とし、総合評価点が次に高い者を準受託候補者として文書により通知する。

3 優先交渉権が与えられなかった者に対しては、その旨を電子メールにより通知する。

4 選定結果にかかる異議申し立ては、受け付けない。

(結果の公表)

第13条 前条により決定した結果は、本組合水道局ホームページに掲載し公表する。

(契約の締結等)

第14条 本水道局は、第12条第2項の受託候補者を優先交渉権者として、水道施設台帳管理システム導入業務委託の契約交渉を行う。契約交渉の結果、合意に至らなかったときは、準受託候補者と契約交渉を行う。

2 本業務にかかる内容の詳細については、技術提案の内容を基本とし、本組合と受託候補者が協議して決定する。また、本業務の目的達成に必要と認められる場合には、本組合と受託候補者との協議により、提案内容を一部変更したうえで業務委託仕様書を作成するものとする。これにより受託候補者との協議が整わなかった場合には、準受託候補者と協議を行う。

3 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、業務取組体制が著しく変わった場合は、受託候補者としての資格を取り消す。

4 契約方法は、秩父広域市町村圏組合契約規則(令和2年秩父広域市町村圏組合規則第6号)に定める随意契約の手続により契約を締結する。なお、本業務に係る委託料上限額は、第2条第5号の規定の金額であり、提案できる見積額はこの範囲内とする。追加や別途の費用が生じないように、契約条件を相互確認のうえ、慎重に見積額を提示すること。

(その他)

第15条 その他の事項は次のとおりとする。

(1) 本プロポーザルで用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法(平成4年法

律第51号)による。

- (2) 本水道局が提供する非公表の資料等は、本プロポーザルにかかる目的以外で使用することを禁止する。
- (3) 本水道局は、参加表明者及び提案事業者から提出された書類等は、本プロポーザルに係る目的以外には使用しない。なお、提出された書類は、返却しない。
- (4) 本プロポーザルに関して必要な費用は、全て参加表明者及び提案事業者の負担とする。
- (5) 本プロポーザルにおいて、提案事業者が1者のみの場合でも、審査・評価は実施するが、評価が別に定める基準得点に達しない場合は、受託候補者として選定しない。

(事務局)

第16条 本プロポーザルの事務局は、次のとおりとする。

秩父広域市町村圏組合水道局浄水課

住 所：〒368-0054 埼玉県秩父市別所538番地

電 話：0494-25-5221 (お客様サービスセンター経由)

F A X：0494-23-6444

メールアドレス：jousui@union.chichibukouiki.lg.jp